# 公正競争規約のポイント

### ●必要表示事項

一般消費者の「知りたいことを積極的に表示してもらいたい」という要望にこたえるとともに、一般消費者が適切に商品選択を行えるよう、カタログ、スポーツ用品の本体、取扱説明書、店頭・チラシ等の表示媒体ごとに、必ず表示しなければならない事項を具体的に定めています。

### ●表示基準

販売価格に関し、希望小売価格の表示基準を定めたり、比較対照価格として表示できない価格を明記するなどして二重価格表示の基準を定めています。また、あいまいな表現や消費者に過度の期待を抱かせるような表示をしないよう、特定の用語について使用する場合の基準を定めています。

### ●不当表示の禁止事項

商品の材質等について実際のものよりも著しく優良であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示、原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示、おとり広告等の禁止についてもルールを定めています。

この規約の運用機関は「スポーツ用品公正取引協議会」でその加盟団体は下記のとおりです。

㈳日本スポーツ用品工業協会

全日本スポーツ用品卸商組合連合会

日本スポーツ用品協同組合連合会

日本スキー産業振興協会

㈳日本ゴルフ用品協会

この規約の趣旨を理解し賛同されます企業は上記5団体に加盟して頂くか

個人会員として協議会に直接御参加下さい。参加、脱退は自由です。